

遺跡の保護と開発技術者

田 中 琢*

現在従事している仕事の必要上から、私は多くの開発関係技術者のかたがたと接触する機会をしばしばもつ。その際に、遺跡の保護の立場にあるものとして、その人達と話してきてきたことを、ここに書いてみよう。あるいは、接触する機会が多いというのみで、開発関係技術者の遺跡についての考えかたを十分に理解しておらず、むしろ、誤解しているところも多いかも知れないが、率直にものをいうことが、まずたがいの立場を明確にし、そこに今後の展望もひらけるだろうと考えるから。

1. いくつかの資料

ふだん痛感していることのひとつに、遺跡の保護問題を考えるうえで、いかに基礎資料が十分提供されておらず、それが不十分なままに、議論が進められているということがある。だから、最初にいくつかのデータを提供しておこう。

日本の全土は約 37 万 km²、高山幽谷にはほとんど遺跡はないとみてよいだろうから、それを差し引いた平野丘陵山裾部などは、ほぼ 15 万 km² を占めている。遺跡の数は、昭和 35 年から 37 年にかけて全国的に実施された分布調査に基づいて、公称 14 万か所ということになっている。いまからみれば、この調査は決して完全ではなかった。その後の経験によると、明らかにその倍以上の遺跡が存在していることは確かだ。私は 30~40 万か所というのが一つの推定値になるとみている。もちろん、その分布には疎密があって、単純にはいれないが、あえていえば、日本には高山幽谷を除いて、1 km² あたり 2~3 か所の遺跡があるといえよう。これは、開発の側からみれば、遺跡のない土地は存在しないことを意味しわれわれ保護の立場にあるものからすれば、遺跡の破壊の問題をおこさない開発は、あり得ないことを示している。われわれは、おたがいにこの問題を避けてとおることは不可能なのだ。

避け得ないものなら、現実にとりだけ遺跡は破壊されつつあるだろう。破壊された遺跡を正確に示す数字はないけれど、それをほぼ反映していると推定できるものに発掘届出件数がある。遺跡があることが判明していると

ここで、土木工事等、土地を掘るような行為を行なう場合は、文化財保護法に基づいて事前に届け出る義務があり、文化庁長官の指示を受けることになっている。この届け出は、最近はかなり励行されるようになってきているがまだまだ完全には行なわれていないし、たとえ届け出があっても、届け出 1 件につき遺跡 1 か所とは限らず、遺跡が十数か所以上も含まれていることもあって、決して正確な遺跡の破壊数を示すものではない。しかし、おおまかな大勢を示すものとしてみると、昭和 34 年に 118 件であったものが、年々 20% ほどの上昇率で増加し、昭和 44 年には 745 件、昭和 45 年は 951 件という高度成長ぶりを示している。この高度成長ぶりはいつまで続くか。それは、日本における開発・経済発展がどこまで進むかにかかっているのだろうし、その分野の専門家でない私には予測しがたい。ただ、この届け出がある調査によると、実際におこった遺跡の破壊の約半数ということが明らかにされていることからすれば、本年は 2 000 件以上、ここ数年のうちに 1 年数千件という破壊が進行することは十分予測できる。日本列島に人間が住みついて以来数万年、日本人の歴史が遺跡としてこの国土に刻み残されてきた。そのすべてが 100 年内外のうちに消滅することが予測できる。明治百年、さらにこれから百年のうちに、われわれ現代日本人は、数万年の歴史をもつ日本の文化遺産の重要な部分を占める遺跡を壊滅させようとしているといつてよいだろう。

いったい誰が遺跡を破壊しているのだろう。遺跡のあるところで土木工事等が計画され、その保存についての合意が得られないとき、現実に行なわれているのは、その遺跡を発掘調査し、その状況を記録し、その後遺跡を開発行為による破壊にひきわたすという、いわゆる記録保存の処置がとられる。その実態を昭和 45 年度について調査した資料によると、総額 12 億円に近い金額がその記録保存のために投入されている。そのうち、民間の開発行為に伴うものは 20% 程度、それに対して地方自治体関係の事業によるものは 30% 弱、各種公団・公社や建設省など全国的な性格のものが 50% 強を占めている。全体の 80% までが公共関係の開発に伴うものだといえるのだ。遺跡を破壊しているのは、一般にしばしばいわれているように、スプロール的な民間デベロッパー

* 文化庁文化財保護部記念物課 文化財調査官

によるというのは、決して正確ではない。公共関係の開発投資が、民間デベロッパーのスプロール的開発の引き金的な役割をはたしている現実もあることをあわせ考えれば、まさしく遺跡破壊の主犯は、公共事業と呼ばれる開発行為だといってよいだろう。

こうした状況におかれている遺跡で、積極的に保護されているものは、これまたきわめて限定されている。遺跡を保護するには、現状では文化財保護法に基づいて、文部大臣がそれを史跡として指定し、法律的庇護のもとにおくのが、もっとも有効な方法である。こうした手続きで史跡に指定されているものは、現在 870 件余、年々 20 件前後が新しく指定されている。公称 14 万か所の遺跡からみれば、その数は 1% にも満たないわずかなものにすぎない。しかも、その史跡の件数は、大村益次郎の墓や赤穂浪士の墓、あるいは福沢諭吉の旧宅といったものまで含んだ数字なのである。指定史跡以外の遺跡、99% 強の遺跡は、法律上の庇護もほとんどなく、開発の荒波の前に、ほうり出されているのが現状である。

1. 開発の論理と保護の論理

私は、いわゆる開発と遺跡の保護が容易に共存しうるものとは決して考えていない。これまでの歴史は、多くの開発が、過去の文化遺産の克服の形をとって行なわれてきたことを示している。日本の古代国家のシンボル、壮大な奈良の都、平城宮の建設のかけには、全長 200 m 以上の大前方後円墳を含む多くの遺跡の犠牲があった。当時の関係者もそれをはっきりと認識しており、古墳を破壊する手続きが、勅として通達されたことが記録に残っている。日本の城の代表、姫路城の建設に際しては、あの城の造営されている丘陵上にあった多数の古墳が破壊された。その石材が城の構築材として、あちこちに残っている。過去と現在の違いは、その破壊の速度と規模だけにすぎない。

開発関係者はいうだろう。われわれも実際に遺跡の保護に協力している。某団地では、緑地として集落跡を残した。某号道路では、インターチェンジの中央に古墳を残した、などなど。住宅団地のなかに、周囲の土が削り取られ、高い土盛りのおかげで残された古墳、往時のおもかげすらとどめないほどの地形変化のなかに、ぼつんと残された竪穴住居跡。それらは遺跡の保護の側からすれば明らかに保護の論理の挫折を示すもの以外の何ものでもない。環境から切離された遺跡、立地条件の推察もつかなくなった遺跡、遺跡の破壊はすでにそこでは始まっている。そこには、決して開発と保護の共存はなく、それはせいぜい、いまはやりの調和があるにすぎない。しかし、保護の論理はくずれやすい。われわれは、これで

も遺跡は保存されたのだと、みずからをなぐさめるように慣らされてきている。

開発の技術者から、この遺跡の保護の論理にたえず疑問が投げかけられる。開発と保護が共存し得ないものであるだけに、これらの疑問は無視できない。第一の疑問は、あからさまに表明されることは意外に少ないけれども、開発関係者の意識の底流には、いつも横たわっているように感ぜられるもので、なぜ遺跡は重要で、残さねばならぬのかということである。今日計画される開発プロジェクトによってもたらされるメリットと比較して、なぜそれを変更し、あるいは取り止めまでして、遺跡を保護せねばならぬのか。技術者の多くがそれを口にすることは稀だ。“私たちも残せるものなら残したい”むしろ、この言葉が発せられる。あからさまに言えば、私はその言葉に偽善を感じることもある。腹藏なく、あなたがたが意見を表明されるなら、多くの人達から、この疑問がでるだろう。

なぜ、遺跡など文化遺産は保護されなければならないか。それは、われわれが歴史的環境をどう把握するかということにかかっている。われわれの環境は、自然環境と歴史的環境の総合からなっている。文化遺産は歴史的環境の重要な部分を示している。文化遺産の保護は歴史的環境の保護なのであり、われわれの生活環境の保護なのである。しかも、自然環境のある部分、たとえば緑はある程度再生可能であるが、歴史的環境はほとんど再生不可能のものであることを忘れないでほしい。

これではやや抽象的にすぎるだろう。歴史教育の立場からみてみよう。最近おこったいくつかの事件は、われわれのもつ天皇制についての理念の再検討をせまった。しかし、そこには、天皇制について共通の議論の基盤があるのだろうかという疑問すら生ずるような状況があった。その原因は、天皇制についての戦前と戦後の歴史学と歴史教育のありかたの違いによって、世代間の天皇制観の違いがもたらされたことにあるともいえる。その違いをもたらしたものに、遺跡を学問の対象とする考古学の成果が戦後著しいものがあったということがある。弥生時代と古墳時代の研究は、天皇制と日本の国家生成の実態について、多くの事実を明らかにした。もはや、それを意識せずしては、天皇制の議論はできないだろうしその議論は直接われわれ現代日本社会に対する態度の一部を構築する。われわれの社会の実態を理解する根本材料として、文化遺産は必要不可欠なのである。

しかし、この議論にも異論があろう。それでは文化遺産は研究のための資料であって、その保護は学者の研究資料の保護にすぎず、国民大衆とは無関係ではないかと。これは、これまでの日本の学問のありかたに対する率直な批判にもなっている。いまさらここで学問と社会

のかかわりあいについて論ずる気はないが、この批判は的をついたところがある。これまでの日本の歴史学がその成果を社会に反映させるのに、どれだけの努力をしてきたか。歴史学が歴史教育・社会教育と必ずしも密接に結びついていなかったことについて、反省せざるを得ない。教育の社会生活において持つ重要性を考えるならば文化遺産を学者の研究資料にとどめておくような事態こそ、まず克服されるべきであり、それが遺跡の保護に国民的同意が得られる基礎を形成してゆくだろう。

遺跡の保護の必要性が理解された場合でも、次にすべての遺跡を保存しなければならないかという疑問が必ずでてくる。公称 14 万か所、それだけでも 1 km² あたり数か所。これではすべては残せない。遺跡の重要度を勘案して、順位をつけろという論でもある。ある大新聞が社説でそれを説いたことがあるほどで、一般に受け入れやすい議論である。これは同じような遺跡があれば、1 か所残せばよいではないかという意見として表明されることもある。この考えが現実の遺跡の保護と開発のなかでは貫徹されており、その考えをよりどころにして遺跡の破壊が行なわれている。しかし、実際に行なわれていることはさておいて、原理的に考えれば、それは不可能に近いということを、はっきりとっておかねばならない。

遺跡を評価するとすれば、そのための基準が必要になる。しかし、この基準の求めようがないのが実状である。たとえば、古墳の場合、大きさをそれとすれば、日本最大の仁徳天皇陵は一級品になるだろう。だが、古墳を通観すれば、大型のものは 5 世紀に集中しており、それでは 4 世紀や 6 世紀以後のものは基準から落ちる。4 世紀の古墳の理解なくして、5 世紀の古墳の歴史的評価はできない。大きさといった客観的にみえる基準は、歴史現象には、ほとんど適用できない。みかたをかえると、歴史的評価を行なうことは学問的にはありうる。しかし、その基準は歴史家個々人の歴史観に根拠をおかざるを得ない。支配階級の歴史の解明をめざすには、まず大古墳の把握なくしてはあり得ない。だが、名もなき民衆の生活を解明するのも歴史であり、それがあってこそ、支配階級の実態も判明する。さすれば、名もなき民衆の墓も古墳と同じ歴史的評価を受ける。歴史家はその両者のいずれに重きをかけるか、それは本質的にはできないものなのだ。すべての遺跡はすべて過去の人間活動の所産であり、人間活動に同じものがない以上、同じ遺跡はあり得ない。似た人間活動と似た遺跡があるのみである。

以上の遺跡の保護の考えかたを仮にみとめていただいたとき、開発技術者から、「では調査の費用を出しましょう、それで完全な調査を実施し、遺跡が破壊されても、記録を残せばよいでしょう」という注文が出てくる。な

るほど、もっともなようだ。しかし、これがいかに無理な注文かということを示すことができる。たとえば、土木学会に所属している学会員は 3 万余名ということだが、それに対して考古学的な遺跡の調査者としての学識技能をもっている研究者の学会である日本考古学協会会員は約 500 名、しかも開発技術者とは違って、ほとんどは別の職をもつもので、プロとしての考古学専従者は大学等の教員など、ごくひとにぎりの人々にすぎない。500 名のほとんどは調査研究者としてフルに時間をさける人々ではない。工学部を持つ大学は約 100 校、考古学講座を持つ大学はわずかに 11 校、この差は学生数になおせば、さらに大きくなるだろう。開発に動員される技術者に比べて、いかに考古学的調査能力をもつ人員が限られているか。現実には、何もせずに遺跡が破壊されるよりは、たとえいかなる程度でも、記録にとどめることが次善と信じて、あえて多くの考古学研究者が調査に従事している。それも、開発側のスケジュールのなかの限られた時間と小数の人間で。それはあたかも高層ビルディングの建設に、ひとにぎりの木工大工が動員されているような感じを与える。完全な記録など実際にはなかなかとれないのが実情なのだ。

さらに、問題があるのは、完全な調査などはあり得ないということがある。微妙な土質のちがいが、わずかな土の色の差、一見無秩序にみえる石の列、それらの意味を正確につかみ、たえず推理を加えながら掘り進む。それは、高度の熟練と高い学識を必要とする。学問研究が進めば、それだけ調査技術も進み、調査に要求されるものも高度の内容のものになる。昨日までの技術では明らかにされなかった事実が、今日になれば解明されるという例は多い。調査時点では最高水準の調査でも、現在的水準からすれば多くの欠点を持っているのが普通である。一度調査すれば、その再確認もほとんど困難であって、それだけ歴史事実が失われることになる。研究者が、発掘調査を最低限度にとどめておきたいと望むのはそのためである。

こうはいても、開発を求める国民の声も決して小さいものでない。遺跡の保護を叫ぶものも、その良心の命ずるところと、その声の間に立ちすくむこともある。破壊されるならと、やむなく調査に従事する。そのため、彼らはときには遺跡の破壊に手をかすものとして、非難を受けることすらある。しかし、ある業者が、遺跡の存在する地域の土地所有者に、「その土地は遺跡があって簡単に開発できませんよ」といって、土地を安く買いたたいて入手し、そのうえで調査費は出すから記録を残し、それで遺跡を破壊させると申し出る。こういったことに基づかると、非難を甘んじて受けながら、工事の事前調査に従事している研究者は、破壊のための記録保存の調

査をやる自分がいるから、こんなことがおこるのでないのだろうかと考えこむことすらある。開発の技術者は、それは特異なケースだとおっしゃるだろう。そうだろうが。私はそれに疑問を持つ。

3. 開発の技術者へ

道路建設予定地に遺跡があり、その保護が直接の開発関係者以外は異存がないようなとき、保護の任にあるものがその保存を要する。それが道路建設の観点から困難だという返答があり、その理由をたずねると、道路建設の技術的要因から説明されることはほとんどない。私が保護行政に従事して以来、純粋に技術的に遺跡の保存が無理なことを納得させる説明、その地点で工事をやらねばならぬ技術の説明を受けたのは、河川関係だけだった、と断言してもよい。その流量、水路の形態、現状、過去の統計をもとにして推測される危険度に対する対応策、それらの技術的説明は素人なりにその工事の必要性を納得させてくれた。道路・鉄道・住宅開発などになると、その場所で行なわれるべき必然性の説明はなく、その場所で開発を行なうことが前提となって議論がはじまる。なぜこの場所で開発行為をしなければならぬかという問に対する答えは、ここで文化財にゆずれば、これまで話し合いのついた他の地区の住民が、ふたたび問題をおこすからといった説明になることがよくある。たとえば、道路建設技術上あるいは交通計画的にその地点に道路を設けねばならぬ説明は意外にない。赤字路線がまちがいのない鉄道建設でも、遺跡は破壊される。住宅建設でもその場所で行なわれねばならないことについて技術者の説明はあまりない。そこでは、文化財への配慮や技術的な必然性の考慮よりも、設定された計画の実行の配慮が何よりも先行しているといわざるを得ない。ひとりひとりの技術者で、あからさまに遺跡の保護に反対する人であったことはほとんどない。といって、彼がその

遺跡を破壊してまで、その開発行為をなさねばならない技術者としての義務を明確に示すこともまれなのだ。あるいは、それは技術の問題でなく、行政や政治の問題だといわれるかもしれない。しかし、なぜ道路をつくるのか。なぜ開発をするのか。それがわれわれの生活に何をもたらすのか。この問題を避ける技術は単なる道具になりさがってしまうのでないだろうか。技術はもはや常に善ではなくなりつつあるのでなかろうか。

明治維新以来の日本の近代化をおし進め、今日の日本をつくり出した原動力は、正しく近代技術を善とした、あなたがた技術者の力であった。しかし、これまでの技術的發展に基礎をおいた近代化は壁にぶつかった。われわれの生活環境を護り、よりよいものに改造してゆくべき技術が、われわれの生存の環境を破壊しつつある。自然環境も歴史環境も。それは単に行政や政治の問題だとはいっておられないだろう。明らかに近代技術の問題であり、その解決にまず技術者が取り組んでほしい問題だと私は考える。

もともと開発の技術は、自然を克服し、われわれの生活を向上させる意義をもち、開発の思想に裏うちされていたはずだ。1 km²あたり数か所の遺跡があるという歴史的環境をかかえているわが国で開発を行なう際には、その保護を必然の客観条件の一つとして、トンネル工事の土質やビルディングの基盤や道路の交通量と同じような開発の必然の条件の一つとして、取り組んでゆくべきなのではないだろうか。そうした方向こそ、開発の技術がわれわれの生活向上の技術に通じるものになり、技術者が単なる道具の使い手の位置を脱し、新しい国民の生活の創造者の位置を占めるようになるだろう。

開発に従事している技術者の人びとは、われわれの環境がいかにあるべしと考えているのか。どの方向へ日本を導いてゆく力に、あなたがたは助力しようとしているのか。私はそれを知りたい。

マイクロフィッシュによる「土木工学文献目録集 1969」発売

このたび、本学会文献調査委員会が中心となって、1969年の1か年間に発行された国内・国外の雑誌約100種の論文題名を文献調査委員会分類項目により分類し、利用しやすいように再編集し、「土木工学文献目録集」をマイクロフィッシュ化したのでご利用下さい。

記

- | | |
|------------------------------------|---------------------|
| (1) マイクロフィッシュフィルムのみ (5シート 210 ページ) | 2 000 円 (〒とも) |
| (2) 焼付コピーのみ (210 ページ・簡易製本) | 3 000 円 (〒200) |
| (3) フィッシュフィルムおよび焼付コピーの両方 | 特別価格 4 000 円 (〒200) |
- このほか次のフィッシュフィルムを頒布中です。詳細は土木学会編集課へお問合せ下さい。
- | | | |
|----------------------------|----------|---------------------|
| ○ 土木学会誌・論文集総索引 (1915~1963) | 5シート | 1 600 円 (〒とも) |
| ○ 土木学会論文集 (第1号~第124号) | 206シート | 62 100 円 (〒とも) |
| ○ 土木学会誌 (第1巻~第50巻) | 1 469シート | 358 000 円 (〒とも) 分売可 |